

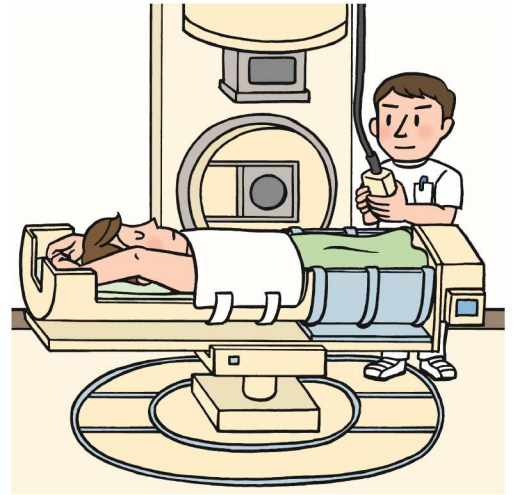


先進医療特約のお知らせ

ご存知ですか？


健康保険の対象外である「先進医療」の技術料は、全額自己負担となり、高額な費用がかかる場合もあります。

先進医療特約は、その技術料の自己負担分を保障。治療の選択の幅を広げるためにも、この特約で備えませんか？



※被共済者ごとにお申し込みください。

治療の選択の幅を広げる先進医療特約

<p>月掛金</p> <p>《たすけあい》月掛金にプラス</p> <p>100 円</p>	<p>支払限度額</p> <p>1回あたり最高</p> <p>1,000 万円*</p> <p><small>* 先進医療共済金・先進医療一時金を合算</small></p>
<p>保障内容</p> <p>病気やケガのために所定の先進医療を受けたときにお支払いします。</p> <p>先進医療共済金 (先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額)</p> <p>+</p> <p>先進医療一時金 先進医療共済金の 10%</p> <p><small>(先進医療共済金の 10%が 5 万円に満たない場合、一律 5 万円を保障。ただし、先進医療共済金が支払われる場合に限ります。)</small></p>	<p> 先進医療にかかる技術料の一例</p> <p>重粒子線治療にかかる技術料 (適応症: 肝臓がんや前立腺がんなど)</p> <p>平均 309 万 3,057 円</p> <p><small>出典: 厚生労働省「先進医療 実績報告書」(平成 28 年度)</small></p> <p><small>※平成 29 年 4 月時点の厚生労働大臣の定める先進医療です。先進医療は随時見直されますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。</small></p>

付帯時の注意事項

- 付帯できる年齢: 0 歳から満 65 歳(付帯先《たすけあい》コースの保障期間内)
- 保障期間: 付帯先《たすけあい》コースと同じ
- 告知事項 B への回答が必要です。
- J1900 円・V1000 円コースには付帯できません。 ●先進医療特約のみでのお申し込みはできません。

※先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、医療技術を受けた日において、先進医療にあてはまらない場合はお支払いできません。
 ※先進医療については厚生労働省のホームページでご確認ください。

※CO・OP共済の詳しい保障内容は、商品パンフレットをご覧ください。
 ※CO・OP共済に加入するには、出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。
 契約引受団体/日本コブ共済生活協同組合連合会 (《たすけあい》はグリーンコブ共済生活協同組合連合会との共同引受になります。)

お問い合わせはご所属のグリーンコース、
 またはコブ共済センターへ

☎0120-17-9431